

(2021年4月) 新型コロナウイルス感染症に関する各種取扱いについて

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

当社は、2021年4月25日に一部地域を対象に緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、以下の対応を実施いたします。

【保険料の払込みの猶予期間の延長】

緊急事態宣言が発令された地域（※）のご契約を対象に、保険契約者からのお申し出に応じて、保険料の払込みの猶予期間を最長6ヵ月間延長いたします。

（※）東京都・京都府・大阪府・兵庫県（2021年4月27日時点）。今後、緊急事態宣言の対象となる地域が拡大した場合は、その地域についても特別取扱いの対象といたします。

なお、全国の新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客様のご契約に対する特別取扱いについては、これまでどおり継続してまいります。詳細は以下の文書を確認ください。

（ご参考）[新型コロナウイルス感染症に関する各種取扱いについて](#)

[新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客様への保険金・給付金のお支払いについて](#)


[新型コロナウイルス感染症に関する保険金等の特別取扱（追加対応）について](#)

[保険料払込みの猶予期間の延長に関する追加措置について](#)

[\(2021年1月\) 新型コロナウイルス感染症に関する各種取扱いについて](#)

【お問合せ先】

はなさく生命お客様コンタクトセンター

 0120-8739-17

受付時間[月～土曜日 9:00～18:00]

(祝日、12/31～1/3を除く)